島根県介護施設等施設開設準備経費等支援事業費補助金　Q＆A

1. 「初度経費」は開設前6ヶ月の期間内での設備整備が開設準備に要する経費とされていますが、6ヶ月間というのは契約日、納品日、支払日、その他、どのタイミングのことを言いますか？また開設というのは竣工ではない運営開始ということですか？

→契約（注文）日が開設前6ヶ月の期間内であること、また、納品、支払日が開設日より前であることが必要です。

開設とは、竣工ではなく事業が開始されることを指します。

1. 「初度経費」の具体的な内容について。10万円未満のいわゆる固定資産に計上しないものも対象となりますか？例えば、①厨房機器（建設費未含）②事務・家具・電化製品等③職員募集チラシ作成、折込料など。

→①、②、③とも対象となり得ます。

※①、②は備品購入費として対象となり、③開設にあたっての周知・広報経費（パンフレット、ホームページの開設等のＰＲ費用）として、需用費・役務費・委託料が対象となるため、チラシ作成や折込料も対象。

※開設のための必要な整備という理由付けができるものであること。

1. 交付申請について。別に定める期日というのは？様式に添付するような資料（見積書、契約書等）は不要ですか？

→別に定める期日というのは、県要綱に明記をしていませんが、内示後、関係書類が整い次第速やかに申請していただくこととしています。

　交付申請時には、見積書の添付が必要です。（見積書の提出が困難な場合は、カタログの写し等金額が確認できる資料でも可。）

　※請求（契約）書・納品書・領収（振込依頼）書は実績報告の際に添付が必要です。

1. 交付の条件について。原則として一般入札とされていますが、1,000万円を超えないような、極端にいえば数十万円のものについても入札が必要ですか？またその入札については、施設整備時と同様の業者報告等、島根県への提出などがありますが、同じような手順が必要ですか？

→原則は一般競争入札としていますが、施設が設置される市町村に、取扱いについて確認していただくと良いと考えます。（例えば、経営主体が社会福祉法人の場合は、社会福祉法に準じた取扱いによっても可。）

1. 申請から交付までの全体的な流れについてご教授下さい。

（県）協議書の提出依頼

　　　　　　　　￬

（補助事業者）協議書提出

　　　　　￬

　　　　　　（県）内示（内示により事業着手が可能となります。）

※契約（注文）等は開設前6ヶ月の期間内であること

　　　　　　　　　　￬

　　（補助事業者）交付申請書の提出

　　　　　￬

（県）交付決定通知

　　　　　　　　￬

（補助事業者）実績報告書の提出

　　　　　　　　￬

（県）交付額確定通知（交付額確定後、精算払いとなります。）

◆開設準備補助金は、開設前6ヶ月の期間内での開設準備に要する経費が補助対象となるため、年度をまたがっての補助事業となる場合、手続きについては別途お知らせします。